

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和7年(2025年)10月30日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	恵庭市 中学校 教諭 (男性・46歳)	戒告	令和5年12月、部活動の試合中、両平手で挟むようにして、生徒の両頬を1回たたいた。
2	江差町 中学校 事務職員 (男性・33歳)	停職5か月	令和7年7月6日(日)、函館市内で自家用車を運転中、警察官に停止を求められ、呼気検査の結果、酒気帯び運転違反の基準値(0.15mg/l)を上回るアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙された。
3	新ひだか町 中学校 教諭 (男性・43歳)	減給3か月 〔給料の10分の1〕	令和6年12月28日(土)、生徒引率のため、公用車に男子生徒4名を乗せて時速50キロメートルで進行中、仮睡状態に陥り、自車を左路外へ逸脱させ、歩道上に設置されていた街路灯に自車前部を衝突させ、その衝撃により、前方を減速走行していた他の教諭が運転する公用車左側面後部に自車右後部を衝突させ、自車に同乗していた男子生徒に加療約1か月を要する右橈骨遠位端骨折の傷害を負わせた。